

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係） 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点 Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１－１ システムリスク管理 Ⅱ－２－３－１－１－３ システム障害等が発生した場合の対応 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに<u>次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。</u> なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告</u>においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、障害原因の解明がされていない場合でも 1 か月以内に現状について報告を行うこととする。	Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点 Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１－１ システムリスク管理 Ⅱ－２－３－１－１－３ システム障害等が発生した場合の対応 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、<u>「障害発生等報告書」（別紙様式 1）にて当局宛て報告を求めるものとする。ただし、DDoS 攻撃事案の場合は「DDoS 攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式 1）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式 2）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告</u>においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」参照）。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。ただし、障害原因の解明がされていない場合でも 1 か月以内に現状について報告を行うこととする。

改正案	現行
なお、財務局は電子決済手段等取引業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛てに連絡することとする。 <u>a. DDoS攻撃事案 DDoS攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）別添様式1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式2）</u> <u>c. 上記a. 及びb. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式3）</u> <u>（注）経過措置</u> <u>令和9年3月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（別紙様式1）による報告も可能とする。</u> ① ～ ③ （略）	なお、財務局は電子決済手段等取引業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 <u>（新設）</u> ① ～ ③ （略）